

事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

「水道事業における官民連携に関する手引き」の一部追記等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

厚生労働省では、水道を取り巻く厳しい社会環境などを踏まえ、健全かつ安定的な事業の持続のための重点的な実現方策の一つとして「官民連携の推進」を掲げ、水道事業者等において官民連携の検討を行う場合の参考として、平成 26 年 3 月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を策定し、官民連携等による事業基盤の強化の取組を推進してきました。

今般、手引きの「第Ⅲ編 第三者委託導入の検討」について、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、第三者委託を導入する際の水質検査の委託の考え方、第三者委託の受託者による水質検査の登録水質検査機関への委託の際の留意事項及び水道事業者等によるモニタリング方法を追記したので、下記の第 1 のとおりお知らせします。

また、官民連携の形態のうち、PFI の一類型である公共施設等運営権方式（コンセッション方式）については、これまで水道事業を行ってきた地方公共団体に代わって、運営権者が水道事業の認可を取得するケースもあり得ると考えられます。「日本再興戦略 2016 一第 4 次産業革命に向けて一」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「運営権者が水道法や工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する」ことが新たに講ずべき具体的施策とされたことを踏まえ、現行制度における、運営権者が水道事業の認可を取得する場合の申請手続や審査時の考え方について、「水道事業等の認可の手引き」（平成 28 年 3 月版）の関連する項目を下記の第 2 のとおり示したので、併せて参考にしてください。

なお、コンセッション方式については、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業及び水道用水供給事業において現実的な選択肢となり得るよう、平成 28 年 11 月にとりまとめられた「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」（厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会 報告書）を踏まえ、法制的に必要な対応について検討を行っているところです。対応の具体的な内容については、今後改めてお知らせする予定です。

記

第1 「水道事業における官民連携に関する手引き」の「第Ⅲ編 第三者委託導入の検討」の一部追記について

(1) 水質検査の委託に関する考え方の追記

2. 企画検討編、2.3. 委託実施検討、2.3.1. 委託対象施設、委託業務の選定、2) 委託範囲の考え方、(3) 水質検査について(Ⅲ-24 ページ)に別添のとおり、第三者委託により業務の委託を行う場合の水質検査について、第三者委託の範囲に含めずに水道事業者等自らが実施する方法や、水道法第20条第3項に基づき登録水質検査機関等(以下「検査機関」という。)に直接委託して実施する方法を採用することが可能であることを追記した。

また、水質検査の業務を含めて第三者委託する場合は、水質検査を第三者委託の受託者(水道管理業務受託者。以下「受託者」という。)自ら実施する方法と受託者が検査機関に外部委託する方法があるが、特に後者の場合は水質検査が適切に行われているか確認できるように留意が必要であることを追記した。

(2) モニタリングに関する留意点等の追記

4. 業務実施編、4.1 業務の準備、4.1.3 モニタリングの準備、2)モニタリング手法の決定、(1)水道事業者が行うモニタリング、①報告受理(Ⅲ-68 ページ)に、受託者が水質検査を検査機関に外部委託する場合の受託者の業務実施状況に対する水道事業者等のモニタリングにおける留意点及び水質検査が適切に行われていることを確認する具体的な取組例を別添のとおり追記した。

(3) モニタリングに係る各報告書への具体例の追記

4. 業務実施編、4.2 モニタリングの実施、4.2.2 モニタリングにおける受託者からの報告事項と評価、3)報告事項・評価事項(Ⅲ-74 ページ)に、(2)の留意点等を踏まえ、水道事業者等が行うモニタリングにおいて水質検査が適切に行われていることの確認を可能とするために報告書に記載を求める項目例を別添のとおり追記した。

(参考：水道事業における官民連携に関する手引き)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/140328-1.html>

第2 運営権者による水道事業の認可申請について

現行制度において、地方公共団体以外の者である運営権者が水道事業の認可を申請する際には、「水道事業等の認可の手引き」(平成28年3月版)の以下の項目について留意されたい。

1 事業認可に際しての留意事項

1-1 認可基準について

水道事業又は水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の認可基準は、水道事業については水道法（以下「法」という。）第8条、水道用水供給事業については法第28条に規定されているところである。

[水道事業：法第8条]

[水道用水供給事業：法第28条]

（6）経理的基礎の確実性

地方公共団体以外の者が水道事業等を行おうとする場合、事業経営の恒久的な遂行に必要なとなる資金の調達及び返済の能力を有するかどうかの確認を行うものである。

[水道事業：法第8条第1項第6号、規則第7条]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第3号、規則第51条の3]

2 申請書の審査上の基本事項

2-1 申請書

申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに主たる水道事務所の所在地が記載されたもの。（申請者は、申請書の記載事項に変更を生じた時は、速やかに、その旨を厚生労働大臣等に届出なければならない。）

[水道事業：法第7条第2項]

[水道用水供給事業：法第27条第2項]

2-4 その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）

[水道事業：法第7条第1項]

[水道用水供給事業：法第27条第1項]

2-4-1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業等の経営を必要とする理由を記載した書類

地方公共団体以外の者が認可の申請若しくは届出を行う場合は、当該事業経営の必要性について簡潔に記載されていること。

[水道事業：規則第1条の2第1項第1号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第1号]

2-4-2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業等の経営に関する意思決定を証する書類

地方公共団体以外の法人又は組合が認可の申請若しくは届出を行う場合は、総会等の水道布設決議書、布設予算決議書等の意思決定を証する書類の添付が必要である。

[水道事業：規則第1条の2第1項第2号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第2号]

2-4-3 市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類

市町村以外の者には、法人、組合のみならず都道府県及び一部事務組合等も含まれ、これ

らの者が水道事業等を経営する場合は、水道法第6条第2項の規定により、当該市町村の同意が必要である。

なお、市町村の同意は、当該市町村が水道布設を議会の議決事項として指定したとき（地方自治法第96条第2項）又は水道事業を営もうとする者が地方公共団体であって水道布設が公の施設の区域外設置に該当するとき（地方自治法第244条の3）は、議会の議決を経ることが必要であるが、それ以外の場合にあっても、議会の議決を経ることが望ましい。

[水道事業：規則第1条の2第1項第3号]

2-4-5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約

地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約によって、法人等の目的、内部組織等に関する定めが示されていなければならない。

[水道事業：規則第1条の2第1項第5号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第4号]

「水道事業における官民連携に関する手引き」の「第Ⅲ編 第三者委託導入の検討」一部追記の新旧対照表

新	旧
<p>(Ⅲ-24 ページ)</p> <p>2. 企画検討編</p> <p>2.3. 委託実施検討</p> <p>2.3.1. 委託対象施設、委託業務の選定</p> <p>2) 委託範囲の考え方</p> <p>(3) 水質検査について</p> <p>水道法第 20 条に基づく水質検査は、水道により供給される水が同法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものである。<u>このため、第三者委託の委託範囲の検討に際しても、給水義務を有する水道事業者として自ら安全な水道水の供給に万全を期すという観点から、水質検査について、第三者委託せずに水道事業者自らが実施する方法や、同法第 20 条第 3 項に基づく登録水質検査機関（以下「検査機関」という。）に直接委託して実施する方法を採用することが可能である。</u></p> <p><u>一方で、水道施設の全部の管理に関する技術上の業務を委託する第三者委託を導入する場合は、供給される水の水質は水道施設の管理全体の結果であることから、技術上の観点から一体として行わなければならない業務として同法第 20 条に基づく水質検査の業務を委託することも可能である。その場合にも、水質検査を受託者自ら実施する方法と受託者が検査機関に外部委託する方法があるが、特に後者の場合は水質検査が適切に行われているか確認できるようにするなど留意</u></p>	<p>2. 企画検討編</p> <p>2.3. 委託実施検討</p> <p>2.3.1. 委託対象施設、委託業務の選定</p> <p>2) 委託範囲の考え方</p> <p>(3) 水質検査について</p> <p>水道法第 20 条に基づく水質検査は、水道により供給される水が同法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものである。</p> <p>供給される水の水質は水道施設の管理全体の結果であることから、<u>第三者委託のうち水道施設の全部の管理に関する技術上の業務を委託する場合は、技術上の観点から一体として行わなければならない業務として同法第 20 条に基づく水質検査の業務を委託することが可能である。</u></p>

する必要がある(4. 業務実施編 2) モニタリング手法の決定(Ⅲ-68)参照)。

なお、水道施設の一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、同法第 20 条に基づく水質検査は受託者の義務とはならない。水道施設の一部として浄水施設等に関する第三者委託において水質管理のための水質検査実施を求める場合は、あくまで管理目標の達成状況確認のために実施することを委託契約の中に盛り込むべきものであり、同法第 20 条に基づく水質検査とは異なるものである。

(Ⅲ-68 ページ)

4. 業務実施編

4.1 業務の準備

4.1.3 モニタリングの準備

2) モニタリング手法の決定

(1) 水道事業者が行うモニタリング

① 報告受理

- ・水道事業者が受託者から業務履行状況の報告を受ける場合には、提出する資料、様式、内容、頻度、及び報告会の開催等に関して、あらかじめ明確にしておくことが必要である。
- ・様式は、契約に定めた管理水準との比較ができるように定める。
- ・受託者が独自に収集するデータについても提供を受けることができるようにしておくことが必要である。
- ・水道事業者と受託者で月例会議を設け定期的に打合せを実施しているケースもある。

一方、水道施設の一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合は、同法第 20 条に基づく水質検査は受託者の義務とはならない。なお、水道施設の一部として浄水施設等に関する第三者委託において水質管理のための水質検査実施を求める場合は、あくまで管理目標の達成状況確認のために実施することを委託契約の中に盛り込むべきものであり、同法第 20 条に基づく水質検査とは異なるものである。

4. 業務実施編

4.1 業務の準備

4.1.3 モニタリングの準備

2) モニタリング手法の決定

(1) 水道事業者が行うモニタリング

① 報告受理

- ・水道事業者が受託者から業務履行状況の報告を受ける場合には、提出する資料、様式、内容、頻度、及び報告会の開催等に関して、あらかじめ明確にしておくことが必要である。
- ・様式は、契約に定めた管理水準との比較ができるように定める。
- ・受託者が独自に収集するデータについても提供を受けることができるようにしておくことが必要である。
- ・水道事業者と受託者で月例会議を設け定期的に打合せを実施しているケースもある。

・受託者から水道事業者へ提出される報告には、職員選任届や受託者が作成する月間業務計画や月間・年間業務計画等が考えられる。また、水道事業者により業務完了検査を行うことも考えられる。

※水質検査を受託者から検査機関に外部委託する場合

受託者が水質検査を検査機関に外部委託して実施する場合、水道事業者と検査機関との間に契約関係がなく、直接水質検査結果を受け取る関係にないことに留意が必要である。このため、水道事業者が透明性を確保しつつ受託者において水質検査が適切に行われているかどうかについて確認することが可能となるよう、下記の取組を参考に予め確認方法を定めるよう契約時に留意すべきである。

- ・ 水道事業者と検査機関との間で連絡体制を構築し、検査機関が受託者に対して水質検査結果等を報告する際には、同時に水道事業者に対しても検査結果等を報告させる。
- ・ 受託者にあらかじめ採水日・採水地点を含めた水質検査の予定を提出させることにより、検査機関から報告された検査結果書の記載と相違がないかを確認する。

(Ⅲ-74 ページ)

4. 業務実施編

4.2 モニタリングの実施

4.2.2 モニタリングにおける受託者からの報告事項と評価

3) 報告事項・評価事項

(2)月間報告書

・受託者から水道事業者へ提出される報告には、職員選任届や受託者が作成する月間業務計画や月間・年間業務計画等が考えられる。また、水道事業者により業務完了検査を行うことも考えられる。

4. 業務実施編

4.2 モニタリングの実施

4.2.2 モニタリングにおける受託者からの報告事項と評価

3) 報告事項・評価事項

(2)月間報告書

表Ⅲ-4-6 月間報告記載項目例

種類	記載内容（例）	評価
水質検査 結果	水質検査の実施状況と結果 ※検査予定を事前に提出させる。 ※検査機関に外部委託する場合は、検査機関からも直接報告を受ける。	

(3)年間報告書

表Ⅲ-4-7 年間報告記載項目例

種類	記載内容（例）	評価
水質検査 結果	水質検査の実施状況と結果・分析 ※検査予定を事前に提出させる。 ※検査機関に外部委託する場合は、検査機関からも直接報告を受ける。	

表Ⅲ-4-6 月間報告記載項目例

種類	記載内容（例）	評価
水質検査 結果	水質検査の実施状況と結果	

(3)年間報告書

表Ⅲ-4-7 年間報告記載項目例

種類	記載内容（例）	評価
水質検査 結果	水質検査の実施状況と結果・分析	